

千曲市告示第 4 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から、千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体に六ヶ郷用水組合を加え、千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の一部を以下のとおり変更することとしたので、同条第 3 項において準用する第 252 条の 2 の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約（平成 15 年 9 月 1 日千曲市設置）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「千曲市 坂城町 葛尾組合 千曲坂城消防組合」を「千曲市 坂城町 葛尾組合 千曲坂城消防組合 六ヶ郷用水組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。